

P T A 会 則



発行：令和8年4月

江戸川区立南葛西中学校 PTA

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">表彰・慶弔規定</p> <p>第1条 (4)会員が死亡したときの香典は、5,000円とする。及び、生花一基を献花する。</p> <p>第2条 (2)生徒及び会員が死亡したときの香典は、5,000円とする。及び、生花一基を献花する。</p> <p>第3条 上記に規定のない慶弔については、役員会にて決めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">表彰・慶弔規定</p> <p>第1条 (4)会員が死亡したときの香典は5,000円、及び、生花一基を献花する。</p> <p>第2条 (2)生徒及び会員が死亡したときの香典は5,000円、及び生花一基を献花する。</p> <p>第3条 特別な事情がある場合や、上記に規定のない慶弔については、同等の費用の範囲内で内容を役員にて決めることができる。</p>

江戸川区立南葛西中学校 PTA 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は江戸川区立南葛西中学校 P T A と称し、事務所を南葛西中学校(江戸川区南葛西 5-12-1)内におく。
- 第2条 本会は会員の協力によって、教育の向上発展と会員相互の教養増進と親睦を図ることを目的とする。

第2章 活動方針

- 第3条 本会は前条の目的達成を本旨として、民主的・自主的に活動する。
- 第4条 本会は生徒の健全育成のために活動し、他の団体と協力して活動する。
- 第5条 本会は特定の政党や政治団体・宗教を支持したり、営利的な行為をしてはならない。
- 第6条 本会は他のいかなる諸団体や個人の支配・統制・干渉をも受けることなく、活動する。
- 第7条 本会は学校の管理及び人事に干渉しない。

第3章 会 員

- 第8条 本会の会員は在籍生徒の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第4章 役 員

- 第9条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1、会長： 1 名 | 2、副会長： 若干名 (内 1 名は教職員) |
| 3、書記： 2 名以上 (内 1 名は教職員) | 4、会 計： 3 名以上 (内 1 名は教職員) |
| 5、会計監査： 2 名以上 | 6、庶務： 2 名以上 |
| 7、名誉会長： (学校長) | |

- 第 10 条 役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は本会の代表として、会務の処理及び、総会・役員会を招集する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
- 3、書記は本会運営のための記録・連絡にあたり、資料を保管する。
- 4、会計は本会運営のための出納を行う。
- 5、会計監査は本会の会計を監査する。
- 6、新年度の役員候補者は人事総会開催から定期総会当日までの期間、P T A 行事と P T A 活動を補佐する。

- 第 11 条 役員の任期は 1 年として、再選をさまたげない。

第5章 総 会

第12条 総会は本会最高の議決機関で、次の通り開催する。

- 1、総会には定期総会、人事総会、臨時総会の3種類の議決機関を定める。
- 2、定期総会は、年1回（年度始め）開催する。日時は役員会で決定する。
- 3、人事総会は、年1回（年度終わり）開催する。日時は役員会で決定する。
- 4、臨時総会は、役員が必要と認めた場合、または会員の1/5以上の要求があった場合、開催することができる。
- 5、総会は書面開催とし、審議は意見書が過半数に満たない場合成立する。
- 6、定期総会は会務の報告・予算審議・決算の承認・その他、重要事項の審議並びに承認を行う。
- 7、人事総会は新役員の承認・その他、重要事項の審議並びに承認を行う。

第6章 機 関

第13条 本会は、歴代校長と歴代PTA会長を顧問とする。

顧問は会長の諮問に応じて、意見を述べることができる。

第7章 会 計

第14条 本会の経費は、会費・その他の収入をもって、これにあてる。

第15条 会費は、月300円の12ヶ月分・年額3,600円とする。

ただし、金額の増減は総会において決定する。

第16条 会費納入は、5月に3,600円を一括納入するものとする。

第17条 会計の収支決算は、会計監査を経て、総会で承認を求める。

第18条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 附 則

第19条 本会の会則変更は、総会の承認を必要とする。

第20条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反していない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。

第21条 学校長は本会のすべての会合に出席して、意見を述べることができる。

第22条 本会の表彰及び、慶弔に関する規定は、別に定める。

第23条 本会の会則、昭和59年4月21日から施行する。

改正	昭和61年4月19日	第24条、第25条を改正
	昭和63年4月23日	一部改正
	平成07年3月23日	第13条、第17条、第19条、第21条を改正 第18条を削除
	平成10年3月23日	第24条、第25条を改正
	平成12年5月06日	PTA表彰・慶弔規定を改正
	平成13年5月19日	第13条、第15条、第16条、第17条、第24条を改正

平成 14 年 5 月 1 日	第 10 条、第 22 条を改正
平成 18 年 5 月 2 日	第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条を改正
平成 21 年 3 月 14 日	第 10 条、第 12 条を改正
平成 22 年 3 月 13 日	第 24 条、第 25 条を改正
平成 15 年 5 月 1 日	第 1 条の第 3 項と第 4 項及び第 2 条の第 2 項と第 3 項を改正
平成 26 年 3 月 13 日	第 24 条、第 25 条を改正
平成 28 年 3 月 5 日	第 9 条、第 25 条を改正
平成 29 年 3 月 4 日	第 9 条を改正
令和 3 年 4 月 13 日	第 15 条、第 16 条を改正
令和 4 年 4 月 13 日	第 13 条、14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21 条を削除
令和 6 年 4 月 15 日	第 4 条を改正
令和 7 年 3 月 22 日	第 12 条、第 16 条を改正
令和 8 年 4 月 18 日	PTA 表彰・慶弔規定を改正

江戸川区立南葛西中学校PTAサークル規定

<目的>

第1条 この規定は南葛西中学校PTAサークル(以下「PTAサークル」という)に関して必要な事項について定める。

<定義>

第2条 PTAサークルとは、その構成員が南葛西中学校現役PTA会員5名以上(以下「会員」という)であるものとする。

2 PTAサークルの目的は、スポーツ(葛中P連親睦球技大会など)、文化(南葛西中学校学芸発表会など)を通じて会員相互の交流と親睦を図るものとする。

3 PTAサークルの活動は、定期的(最低、月1回程度以上)に行われるものとする。

<申請>

第3条 新規サークルを立ち上げる場合には、所定の申請書を提出し、役員会にて審議の上、決定する。新規サークルの申請は、随時受け付けるものとする。但し、助成金に関しては翌年度より申請が可能となる。

2 助成金を希望するPTAサークルの代表者は、所定の助成金申請書に必要事項を記載のうえ、会員名簿と活動予定表を添えて会長に提出する。

3 助成金申請書の提出期限は毎年5月末日とし、翌月の役員会にて審議し助成を決定する。

<助成金>

第4条 助成金額は、毎年度会計報告の予算内で定めるものとする。

2 助成金以外での備品購入の対象外は次の事例のものとする。

(但し、PTA会費以外の収益より拠出する場合はこれを除く)

・身体に直接つけるもの(ユニフォーム含む)

・保管が個人になるもの

・飲食を伴うもの

・大会運営費(参加費)は現役部員のみ対象とする。

3 助成金以外での備品購入希望がある場合には、依頼内容の目的・内容等の詳細を書面にまとめ、サークルの代表者の承認後、役員会に提出する。役員会では提出された依頼内容を確認・審議の上、サークル代表者と役員会の出席日を決定する。サークル代表者(もしくは代理人)は役員会に出席して依頼内容を説明し、審議の上、承認を得なければならない。

4 助成金以外で備品購入希望がある場合には、第4条第3項の審議・承認後、翌年度の予算内に組み込むものとする。

<報告>

第5条 PTAサークルの代表者は、会計年度の終了日(年度末)迄に活動報告を書面、及び会計報告(領収書添付)をノートにて会長に提出するものとする。

附則

この規定は平成17年5月7日より施行する。

改定

この規定は南葛西中学校PTAサークル助成規定を見直し、南葛西中学校PTAサークル規定とし、平成20年4月1日より施行する。

江戸川区立南葛西中学校 PTA 表彰・慶弔規定

本規定は江戸川区立南葛西中学校 P T A [事務所:南葛西中学校内 (住所:江戸川区南葛西 5-12-1)] の表彰・慶弔について規定する。

第 1 条 会員（教職員）の慶弔金については、下記の通り規定する。

- (1) 会員が結婚したときの祝金は、5,000 円とする。
- (2) 会員が出産したときの祝金は、5,000 円とする。
- (3) 会員が疾病により 15 日以上入院したときの見舞金は、5,000 円とする。
- (4) 会員が死亡したときの香典は 5,000 円、及び生花一基を献花する。

第 2 条 生徒及び会員（教職員以外）の慶弔金については、下記の通り規定する。

- (1) 生徒及び会員が疾病傷害により 15 日以上入院したときの見舞金は、5,000 円とする。
- (2) 生徒及び会員が死亡したときの香典は、5,000 円、及び生花一基を献花する。

第 3 条 特別な事情がある場合や、上記に規定のない慶弔については、同等の費用の範囲内で内容を役員にて決めることができる。

第 4 条 本会の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

江戸川区立南葛西中学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、江戸川区立南葛西中学校 PTA(以下「会」という)が取得し、保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式をいう)で作られる記録をいう)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という)第2条第2項に規定する個人識別符号を除く)をいう。以下同じ)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)

2 個人識別符号が含まれるもの

(1) この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(2) この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げる物(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く)をいう。

①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

②前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(3) この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(指針)

第3条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に基づき運用管理を行い、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第4条 本会において取得し、保有する個人情報の取扱方法は、総会資料、通知等の方法により会員に周知するものとする。

(利用目的)

第5条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費の請求等の連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会の役員、委員及び会員の名簿等の作成
- (4) 卒業アルバムの作成
- (5) その他本会の事業に関して本人の同意を得たもの

(利用目的による制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

前項の規定は、個人情報保護法第16条第3項各号に該当する場合については適用しない。

(適正な取得)

第7条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

本会は、個人情報保護法第17条第2項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(管理)

第8条 個人情報は、本会の役員が適正に管理する。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第9条 個人情報データベース等は、次の各号に掲げる媒体の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管することとする。

- (1) 紙媒体 施錠保管
- (2) 電子データ ファイルにパスワードを設定する等の適切な方法による保管

(第三者提供の制限)

第10条 本会は、個人情報保護法第23条第1項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 本会は、個人データを第三者(個人情報保護法第23条第1項各号に該当する場合及び東京都又は江戸川区に提供する場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 提供した年月日
- (3) 提供した個人データの本人の氏名
- (4) 提供した個人データの項目
- (5) 個人データの提供について本人の同意を得ている旨(個人情報保護法第23条第1項各号に

該当する場合を除く)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 本会は、第三者(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合及び東京都又は江戸川区から提供を受ける場合を除く)から個人データの提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 第三者が個人データを取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人データの本人の氏名
- (4) 提供を受ける個人データの項目
- (5) 個人データの提供について本人の同意を得ている旨(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除く)

(秘密保持義務)

第 13 条 本会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 本会の会員は、個人情報データベース等を漏えい又は紛失したおそれがあることを把握した場合には、直ちに本会の役員に報告する。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第 17 条 この規程は、法令の改正又は実務上の不備が生じた場合には、本会の役員会で協議、検討等を行い、改定することができる。

前項の改定を行った場合は、第 4 条に規定する方法により会員に周知するものとする。

附則

本取扱方法は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

江戸川区立南葛西中学校 PTA 夏祭り実行委員会規定

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「南葛西中学校お祭り実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、委員会は南葛西中学校 PTA 役員が担う。

(目的)

第2条 委員会は、地域のお祭りへの参加を通じて、生徒、学校、保護者および地域との交流の場の実現に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、南葛西中学校 PTA (以下「PTA」という。)の本部役員をもって構成する。

(お祭り)

第4条 委員会は、次の各号に掲げるお祭りへ参加し、第2条の目的を達成する。

- (1) なぎさニュータウン納涼祭
- (2) 南葛西町会夏祭り

委員会は、お祭り参加にあたっては学校、保護者ボランティア、生徒ボランティアに協力を得ながら連携して取り組むものとする。

(役員)

第5条 委員会は会長、副会長、会計、監査を置き、PTA 本部役員の各役職を兼ねるものとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を司る。

- 1 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 2 会計は、委員会の会計を担当する。
- 3 監査は、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、PTA 本部役員の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 1 議事の決定は、出席総数の過半数の賛成をもって行う。
- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる

(予算、会計)

第9条 委員会の運営に関する経費は、お祭りの収益金をもって充て、PTA 本部会計とは別途とする。

- 1 収益金については、生徒の教育環境や安全対策を整える為に会計年度内に還元するものとする。
- 2 収益金のうち、次年度の委員会運営経費を差し引いた分については、PTA 会費の周

年記念行事の費目として繰り入れするものとする。

- 3 周年行事の実施年度については、周年行事における PTA 本部役員および周年行事実行委員等への活動経費や祝賀会参加費等として収益金を還元できるものとする。

(会計年度)

第 10 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(補則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、委員会の設立した日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

以上